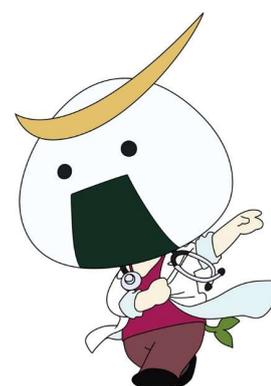


宮城県医学生修学資金 制度ガイドブック



令和3年12月発行

令和6年7月改定

宮城県保健福祉部医療人材対策室

目 次

I	制度概要	2
II	貸付申請から貸付金交付まで	3
III	義務履行について	4
IV	指定医療機関での勤務について	6
V	その他	7
VI	よくある質問	8

I 制度概要

1 制度の目的

本制度は、将来医師として地域医療の業務に従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸与することにより、地域医療における医師の確保を図ることを目的としています。

現在は、東北大学医学部宮城県地域枠入試で入学する方に対し、修学資金を貸与しております。

2 貸付対象者

(東北大学枠)

平成22年度から令和3年度までの間に東北大学医学部医学科3年次に在籍していた学生

(東北大学地域枠)

令和2年度以降に東北大学医学部医学科地域枠入試で入学した学生

3 貸付金種別

	東北大学枠（令和3年度まで）	東北大学地域枠（令和2年度から）
対象者	東北大学医学部3年生	東北大学医学部地域枠入学者
貸付金額	月額10万円	月額10万円
償還免除要件※	～H30年度に貸付を開始した方 医学部卒業後8年以内に4年間を 知事指定医療機関で勤務したとき H31年度～に貸付を開始した方 医学部卒業後10年以内に6年間 を知事指定医療機関で勤務したとき	医学部卒業後15年以内に9年間を 知事指定医療機関で勤務したとき。

※ 償還免除要件の詳細については、各貸付年度の募集要項を御確認ください。

※ 平成17年度から平成31年度までは「一般枠」の募集をしておりましたが、現在は新規募集をしておりませんので、本ガイドブックでは償還免除等の要件の説明を割愛しますが、各種申請手続き等の流れは、基本的に東北大学枠・東北大学地域枠と同様です。

4 利息等

償還免除の要件を満たさない場合又は制度を離脱する場合等については、修学資金の額に貸付を受けた日の翌日から償還の日までの日数に応じて年10%の利息が発生します。また、期限までに償還しない場合は、修学資金の額に年15%の遅延利息が発生します。

5 知事指定医療機関

医学部卒業後、一定期間知事が指定する医療機関で勤務することにより、貸付金の償還免除が行われます。

なお、知事指定医療機関については、毎年度更新され、県HPにて公開されます。

※県HP（知事指定医療機関）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryujinzai/igakusei-syuugaku.html>

Ⅱ 貸付申請から貸付金交付まで

1 貸付申請

修学資金の貸与を受けようとする場合は、知事が指定する日までに下記書類を県に提出する必要があります。

(提出書類)

- ① 医学生修学資金貸付申請書
- ② 大学の在学証明書
- ③ 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- ④ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

2 貸付決定

審査等により貸付が適当と認められる場合は、「医学生修学資金貸付決定通知書」により通知し、貸付決定となります。

3 契約締結（平成31年度以降の修学資金貸与学生・医師のみ）

貸付決定後、知事と修学資金の貸付を受ける者及び連帯保証人2名は、医学生修学資金貸付契約を締結します。

4 連帯保証人

貸付を受ける際、二人の連帯保証人を立てる必要があります。当該保証人は、貸与学生と連帯して債務を負担することとなります。

なお、保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者でなければなりません。

5 交付申請書の提出

貸与学生は、修学資金貸与期間中、毎年度、下記書類を県に提出する必要があります。

(提出書類)

- ① 医学生修学資金交付申請書
- ② 所属する学年が記載された在学証明書
- ③ 口座振替依頼書

6 修学資金の交付

修学資金は、毎年度4月・7月・10月・1月に3か月分ずつ交付します。

7 留年・休学等の取扱い

留年・休学期間中の貸付金交付は休止されます。

留年・休学となった場合は、必ず届出書を県に提出してください。

Ⅲ 義務履行について

1 償還免除の要件（原則）

※ 詳細については、各貸付年度の募集要項に記載していますので、御確認ください。

貸付金 種別	東北大学卒		東北大学地域卒
	～H30年度	H31年度～	
義務履行 の要件	大学卒業後8年以内に4年間を知事指定医療機関で勤務	大学卒業後10年以内に6年間を知事指定医療機関で勤務	大学卒業後15年以内に9年間を知事指定医療機関で勤務
初期臨床 研修	制限なし	県内の基幹型臨床研修病院で従事すること ※知事指定医療機関で勤務した場合は当該期間を義務カウント	県内の基幹型臨床研修病院で従事すること ※知事指定医療機関で勤務した場合は当該期間を義務カウント
初期臨床 研修後の 勤務	制限なし	【専門医研修】 ①原則として、県内の医療機関が基幹施設となる専門医プログラムに登録すること。 ただし、東北大学大学院医学系研究科において基礎研究等のための在学等はこの限りではない。 ②基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が連携施設となっている場合は、半年以上当該連携施設で従事すること。	【初期臨床研修後の勤務】 原則として義務年限9年のうち7年目から9年目に1年間程度中小病院で勤務すること。
みなし勤 務①	東北大学病院における勤務（初期研修・後期研修及び東北大学院医学系研究科在学期間）については、 <u>2年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。	①東北大学病院における勤務（初期研修・後期研修及び東北大学院医学系研究科在学期間）については、 <u>3年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 ②知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は初期研修に限り、 <u>2年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 ③①と②のみなし勤務期間は合わせて3年間がみなし勤務の上限となる。	初期研修後の東北大学病院勤務あるいは東北大学院医学系研究科在学期間は <u>3年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。
みなし勤 務②	初期研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した場合は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関とみなすことができる。 ※この期間は、上段の2年を限度とするみなし勤務①の期間には算入しません。	初期研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した場合は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関とみなすことができる。 ※この期間は、上段の3年を限度とするみなし勤務①の期間には算入しません。	初期研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した場合は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関とみなすことができる。 ※この期間は、上段の3年を限度とするみなし勤務①の期間には算入しません。

2 償還猶予の手続きについて（平成31年度以降に貸付決定となった方）

原則、大学を卒業した月の翌月末までに下記4の金額を一括償還していただきますが、償還免除を受けるための義務履行を行う場合（指定医療機関で勤務しない猶予期間も含む）は、償還猶予申請書の提出により、県で承認された期間に限り、一括償還を猶予することができます。

なお、償還猶予申請書の提出がない場合や、承認された期間を過ぎた場合は一括償還請求を行う場合があります。

<提出書類>

- ① 償還猶予申請書（様式9号）
- ② 猶予の事由を証明する書類

3 償還期限の延長

修学資金貸与医師が、災害、病気、出産、育児その他の正当な事由により、償還期限までに義務履行できないと知事が認めた場合は、償還期限を延長することができます。

<提出書類>

- ① 業務対象期間延長申請書（様式12号）
- ② 延長の事由を証明する書類

4 一括償還について

償還期限までに義務履行ができない場合や制度離脱をする場合は修学資金の額に、当該貸付を受けた日の翌日から償還の日までの日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額を一括償還していただきます。

なお、一括償還は県が指定する金融機関で所定の方法により行っていただくこととなります。

また、元金及び利息を指定期日以内に納入いただけない場合は、指定期日の翌日から実償還日までの日数に応じ、年15%の遅延利息を請求します。

5 償還免除の手続き

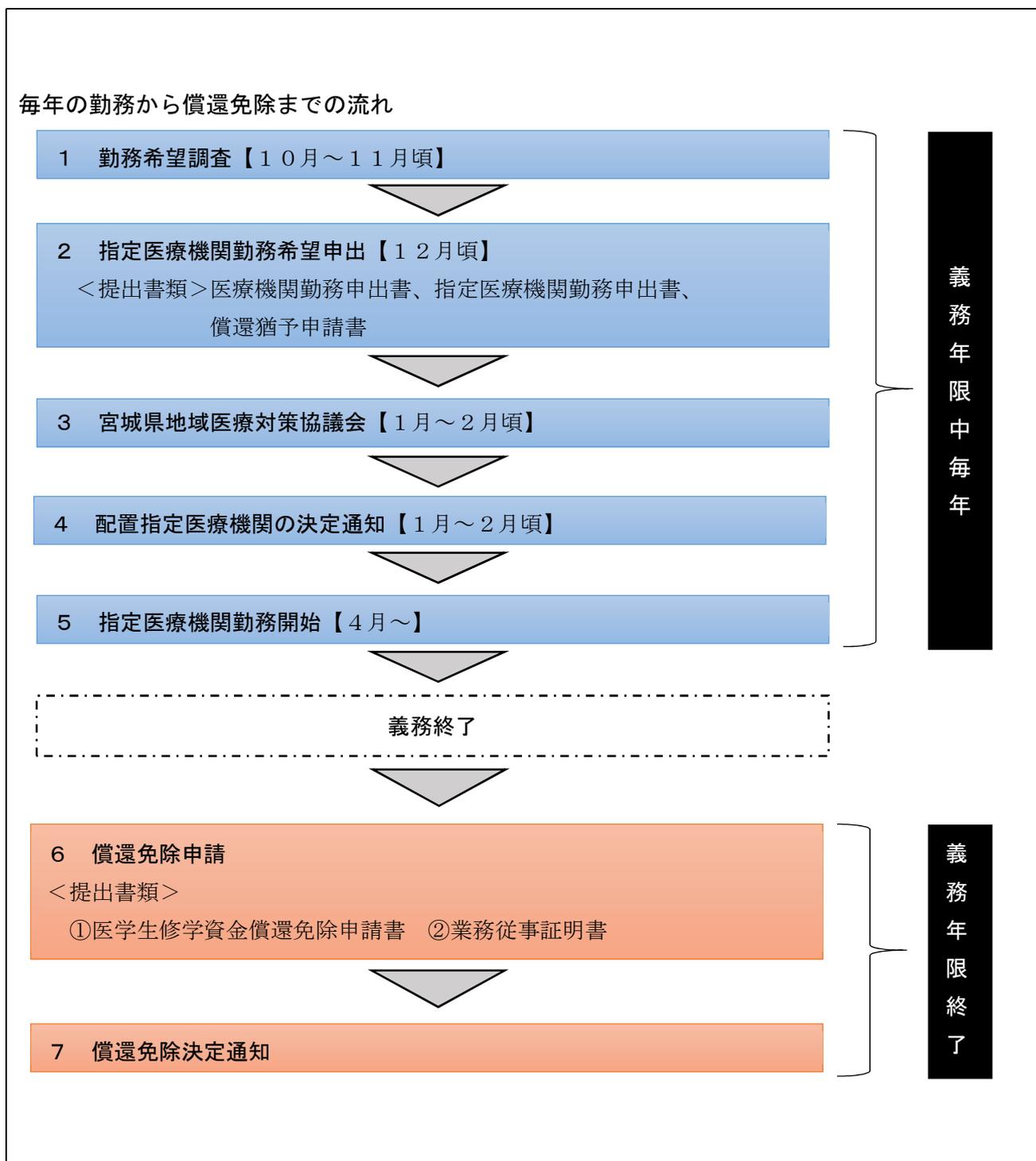
修学資金貸与医師は、義務履行要件の満了後、提出書類を知事に提出し、償還免除決定通知書を受理することにより、貸付金及び利息の債務が免除されます。

<提出書類>

- ① 医学生修学資金償還免除申請書（様式15号）
- ② 業務従事証明書（様式16号）

IV 指定医療機関での勤務について

修学資金貸与医師の勤務先は、本人への意向調査、対象病院へのヒアリング、医局人事等や地域医療対策協議会での協議を踏まえ知事が指定します。



V その他

1 面談・調査等について

勤務状況や次年度以降の配置希望を確認するため、定期的に面談や調査等を実施します。

(例年実施する面談・調査等)

- ・ 勤務状況調査 (7月～8月頃)
- ・ 面談 (10月～11月頃)
- ・ 次年度勤務に関する調査 (12月～1月頃)

2 各種届出について

以下のいずれかに該当するときは、届出書(様式第19号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に届出をする必要があります。

また、県から修学資金貸与学生・医師の皆様への連絡は基本的に電子メールで行います。電子メールアドレスに変更があった場合も必ず、県に御連絡願います。

<届出事由>

- ① 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
- ② 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。(留年)
- ③ 修学資金の貸付を受けることを辞退するとき。(償還期限までに義務履行ができない場合や修学資金の目的を達成できない場合を含む)
- ④ 大学における修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- ⑤ 氏名又は住所を変更したとき。
- ⑥ 医師の免許を取得したとき。
- ⑦ 業務に従事したとき又は業務に従事している知事指定医療機関に変更があったとき。
- ⑧ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。

※手続きに必要な届出書等については、県HPからダウンロード願います。

※県HP(提出書類について)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/igakusei-syuugaku.html>

3 キャリア形成プログラムについて

本ガイドブックの他に、宮城県医学生修学資金の他、県が実施している同種事業の償還免除要件等を体系的に整理した「宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム」がございますので、併せてご覧ください。

※県HP(キャリア形成プログラム)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/doctor/>

VI よくある質問

Q1 保証人は両親としても大丈夫ですか？

A1 保証人は、独立の生計を営む者である必要があります。両親が独立の生計を営む者でない場合、別な方を保証人とする必要があります。

Q2 他の奨学金等の貸与を受けていますが、本修学資金の貸与を受けることができますか？

A2 他の奨学金の貸与を受けていても、本修学資金の貸与を受けることができます。

ただし、県内市町村が実施する同種の医学生修学資金の貸与を受けている場合は、県修学資金と市町村修学資金の償還免除に係る勤務期間が重複する場合には、当該勤務期間は県修学資金の義務履行には含まれません。

市町村修学資金の貸与を受けている方・受けようとする方は必ず県に申し出てください。

Q3 産休・育休期間中は義務履行にカウントされますか？

A3 産休（産前6週、産後8週）期間については、義務履行にカウントされます。

一方、育休期間については、義務履行にカウントされません。

ただし、育休を取得される場合であっても、業務対象期間延長申請書（様式第十二号）を提出し、知事の承認を得た場合には、義務履行期限を延長することができます。

Q4 海外へ留学する場合、義務履行期限を延長することができますか？

A4 できません。

義務履行期限を延長することができるのは災害、病気、出産、育児等の事由に限られます。

Q5 月の途中で知事指定医療機関から知事指定以外の医療機関に異動となった場合の義務カウントはどうか？

A5 一月未満の端数があるときは、一月として義務カウントします。

年度途中で勤務先の変更がある場合は、必ず事前に県に申し出てください。

Q6 償還免除申請の際に添付する「業務従事証明書」はどこで発行してもらえるのか？

A6 各医療機関の医事課・総務課・人事課等で発行されます。

詳細については、各医療機関にお問合せください。

Q7 修学資金の償還は、分割で返還できないのでしょうか？

A7 修学資金の返還は、一括での返還が原則です。

【発行・問合せ先】

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1（県庁7階南側）

TEL：022-211-2692

E-mail：shugaku-shikin@pref.miyagi.lg.jp